

※ 当該素案は、法令関係所管課の法規審査や
パブリックコメントの結果等を踏まえ、文言
等を修正することがあります。

令和8年〇月〇日規則第〇号

群馬県公契約条例（仮称）施行規則素案

（趣旨）

第1条 この規則は、群馬県公契約条例（仮称）（令和8年群馬県条例第〇号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第7条の規則で定める公契約）

第2条 条例第7条に規定する規則で定める公契約は、条例第2条に規定する公契約であって、次に掲げる契約に該当するものとする。

- 1 予定価格が5億円以上の工事の請負をその内容とする契約
- 2 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の一又は二以上のものの委託をその内容とする契約
 - ア 県の事務又は事業の用に供する建物およびその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務
 - イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
 - ウ 庁舎等の受付又は案内の業務
 - エ 電話交換の業務
- 3 第1号、第2号で掲げるもののほか、県が公契約従事者の労働環境整備の整備状況について確認を要する事由が生じたと認めた場合

第3条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は要綱で定める。

附 則

この規則は、令和8年〇月〇日から施行する。